

平成22年（行ウ）第2号
原告 奥村悦夫 外6名
被告 今治市 外5名

準備書面（43）

2012年 1月30日

松山地方裁判所 御中

<被告らへの求釈明および要求>

「準備書面（42）」で示したように、被告は原告の「求釈明（準備書面 30）」に対し以下のように回答した。

3 原告ら準備書面（30）の求釈明について

①②③について

準備書面（1）（2）ともに同じことを述べている。被告ら準備書面（2）3頁下から4行目、「自己の・・・」以降のとおりである。

以下に、再度、被告の、当該「準備書面」（1）と（2）を転載する。

「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、さらに愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い〔以下略〕」
（「準備書面（1）5ページ）

「会議において必要な資料は、事前に各教育委員に配布している。当日も、その資料は持ち寄り、必要な場合には、その都度、利用、参考にできるような状態であった。」
（「準備書面（2）3ページ）

何度見ても明らかなように、選定資料等を「参考資料として用いた」ということと、「必

要な場合には、その都度、利用、参考できるような状態であった。」ということとの間に、「事実」としての大きな違いがあることは、あまりにも歴然としている。

これもあまりにも当然の確認だが、「利用、参考にできる状態であった」という表現は、そのような「状態であった」、つまり、「用いる」態勢はとっていたけれども「用いることはしなかった」という<事実>を表わす言葉である。

繰り返すが、「準備書面(30)」における「求釈明」でも述べたように、これでは、どちらが被告の主張する「事実」なのか、原告らも、そして、何より裁判官ら自身が、確認・確定できない。

そこで、被告らに、以下の「求釈明」ほかを求める。

<被告らへの求釈明および要求事項>

一 本件採択会議での「採択関係資料」の扱いにおいて、被告が主張する事実は、「準備書面(1)」で述べていることか？ それとも、「準備書面(2)」で述べていることか？

二 もし、「準備書面(1)」で述べているところの、各種資料等を「用いた」ということの方が「被告の主張する事実」であるなら、

あるいは、日本語として全く成り立たないことではあるが、被告が「準備書面(3)」で答えた、「準備書面(1)(2)ともに同じことを述べている」という表現の意味するところを、「準備書面(1)」の「用いた」という意味において使おうとしているならば、被告らは、原告らが、「準備書面(17)」において、全く「用いていない」ことを立証し、以下のような結論を述べたことに対し、「意味不明のあいまいな主張」ではなく、事実および事実関係を示すことによって、正面から、反証せよ。

三 結語

「一」から明らかのように、教育委員らは、当該「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用いることをせず、「教育基本法の理念に則った視点からの各教育委員らの意見を述べ」ず、また「学校教育法」「学習指導要領に示す目標」「今治市教科書採択基本方針」「今治市教育委員会基本方針」にも則らず、「教育委員らの私的な個々人の好みや独善性に基づき」、独断かつ「恣意的に」、採択教科書を「決定した」のである。

したがって、「二」で明らかにしたように、教育委員らの当該採択行為は、明白に「文科省初等中等教育局長通知」に反しているのである。

以上から、「教育委員会が行った採択は、法律の定めるところにより、その裁量の範囲内で行ったもので」はないことは、あまりにも明白である。(16 ページ)

以上